

◇平成 29 年度国民健康保険税について

現在、平成 29 年度国民健康保険税について、当初の納税通知書及び納付書を 6 月中旬に発送できるように準備を進めています。そこで国民健康保険税についてお知らせします。

【納税通知書は世帯主に】

国保は 1 人 1 人が被保険者ですが、加入は世帯ごとになるため、世帯主が納税義務者となります。よって、世帯主が会社等の健康保険に加入しており国保に加入されていない場合でも、世帯主が納税義務者となります。

【平成 29 年度の国保税率等】

平成 29 年度の国保税率は次の通りです。(平成 28 年度と同様)

区分	医療保険分	後期高齢分	介護保険分
所得割率	5.83%	1.46%	1.20%
資産割率	28.90%	7.23%	8.12%
均等割額	21,900 円	5,400 円	8,300 円
平等割額	17,900 円	4,400 円	4,800 円
課税限度額	540,000 円	190,000 円	160,000 円

※介護保険分は 40 歳以上 65 歳未満の方が対象

【納期限内の納付にご協力ください】

国保は、病気やけがをした際に病院などで安心して診療が受けられるよう加入者が国保税を負担しあい、お互いに助け合う制度です。国保税の収納率低下が続くと、さらに税率を引き上げる要因となる可能性もあることから、納付期限内に納付していただきますようご理解・ご協力をお願いします。

期別	納期	期別	納期	期別	納期
第 1 期	6 月 30 日	第 5 期	10 月 31 日	第 9 期	2 月 28 日
第 2 期	7 月 31 日	第 6 期	11 月 30 日	第 10 期	4 月 2 日
第 3 期	8 月 31 日	第 7 期	12 月 25 日		
第 4 期	10 月 2 日	第 8 期	1 月 31 日		

【転入された方、所得申告が未申告の方】

1 月以降に伯耆町へ転入された方は、計算の基礎となる前年所得金額が不明なため、前住所地に問い合わせを行い、保険税を再計算するため、後日変更になることがあります。また、平成 28 年分所得申告をされていない方は、国民健康保険税の軽減を受けることができません。所得がない方、少ない方も必ず申告されますようお願いいたします。

◇平成 30 年度国民健康保険制度改正（第 2 回）

国は、平成 27 年 5 月に「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」を成立・公布しました。この制度改正に伴い今後どのように変わるのかお知らせします。

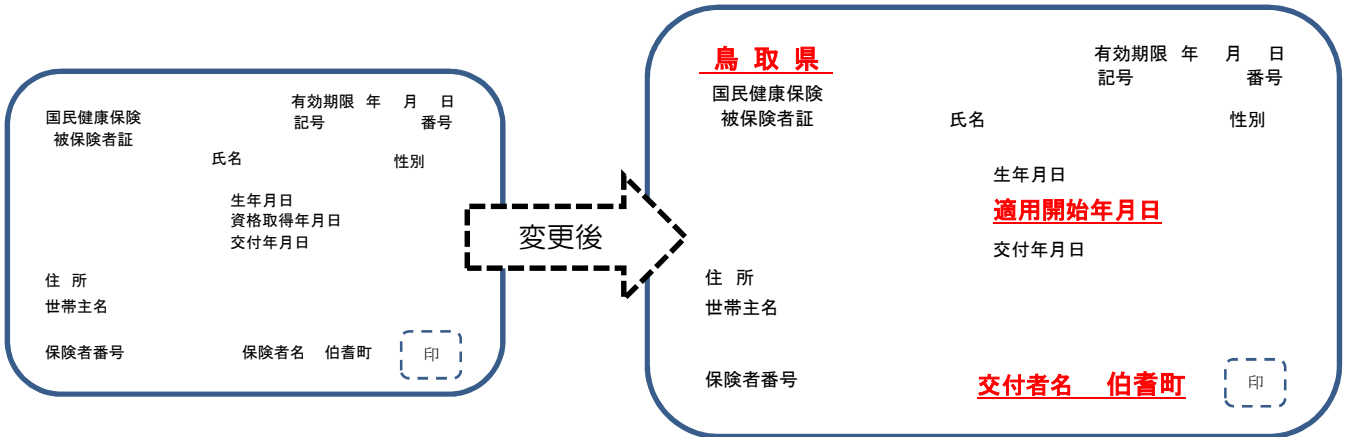
第 2 回目は、資格管理です。

平成 30 年度からは、都道府県も保険者となることから、都道府県単位での資格管理となります。その結果、次の点が変更となります。

- ① 保険証のレイアウトが変更となる。
- ② 高額療養費の多数回該当に係る回数は、同一都道府県内の移動であり、かつ世帯の継続性が保たれている場合には転入地に引き継ぐ。

① 保険証のレイアウト変更

鳥取県も保険者になることから、保険証についても、「鳥取県」と表示されます。また、資格所得年月日と表示されているところが、「適用開始年月日」と表示される予定です。



※なお、制度改正後の保険証については、平成 30 年 7 月中旬に発送予定です。

② 高額療養費の多数回該当の通算方法変更

高額療養費の多数回該当とは、同一の世帯で 1 年間（直近 12 カ月）に 3 回以上高額療養費の支給を受けている場合は、4 回目以降について自己負担限度額が低くなります。この制度は、保険者ごとに計算されるため、転出された際は 1 回目から再度計算されます。

しかし、制度改正後については県内の住所変更の場合、回数が引き継がれますので引き続き 4 回目以降の自己負担限度額で利用することができます。

【現行】

平成 28 年度					平成 29 年度						
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
○			○		○	●			○		○

過去 12 か月内で 4 回目の高額のため多数該当

県内転出

多数非該当

【改正後】

平成 30 年度					平成 31 年度						
11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月
○			○		○	●			●		●

過去 12 か月内で 4 回目の高額のため多数該当

多数該当